

事務連絡
令和2年11月13日

各業所管官庁 宛

内閣官房副長官補室
内閣官房番号制度推進室
総務省自治行政局住民制度課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の要請について（依頼）

平素よりマイナンバー制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。また、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨のご発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

つきましては、各府省におかれては、下記の要領で、所管業界団体等（独立行政法人等を含む。）に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について要請していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 所管業界団体及びその会員への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形1）と独立行政法人への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形2）を用意しましたので、御活用下さい。なお、各省庁の業界や団体等の実態にかんがみ、各省庁の判断で適宜修正いただいで結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出先については、各省庁の業界や団体等の実態を踏まえ、各省庁において選

定して下さい。なお、「独立行政法人等」には、各省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。

3) 通知の発出にあたっては、内閣官房より提供する以下の動画・チラシ・ポスター・リーフレットの広報素材を併せて所管業界団体に対し情報提供して下さい。

- ・チラシ「メリットいっぱいマイナンバーカード」
- ・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

(所管業界団体の会員事業者の従業員に対し、視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。)

- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
- ・リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
- ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

※既に説明会の代替として動画を送付している団体に対しては、再度送付の必要はありませんが、その場合でも、パンフレット等については、御提供願います。

4) 通知の発出は、できる限り速やかに（遅くとも年内には）実施して下さい。

5) 各省庁において実施した通知の発出先については、後日、資料6-2の様式により報告して下さい（詳細については、後日連絡させていただきます。）。)

6) 方針では、「3 マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等」において、「(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ」を掲げ、「業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。」としています。このことにも御留意いただきつつ、効果的なものとなるよう、通知の内容等を御検討下さい。

内閣官房番号制度推進室

桑島・篠宮

電話 03-6441-3459（直通）

総務省自治行政局住民制度課

本橋・箕打・石井

電話 03-5253-5517（直通）

厚生労働省保険局医療介護連携

政策課保険データ企画室

太江・柏尾

電話 03-3595-2174（直通）